

第2部 関税行政

第1章 平成元年度から平成4年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の経済動向

世界経済は、昭和57年（1982年）以降、7年を超える長期拡大を続け、昭和63年（1988年）には世界的な設備投資ブームを背景に力強い成長を果たし、平成元年（1989年）においても緩やかながら引き続き順調な成長が見られた。とりわけ先進国の場合、OECD加盟国全体で昭和63年の実質経済成長が4.6%の高水準となり、平成元年にも3.9%と、引き続き着実な水準を示した。このような好調な世界経済の状況を受け、世界貿易も昭和63年に8.7%増、平成元年に8.1%増と、順調な拡大が見られた。

他方で、我が国の経済は、昭和61年（1986年）11月を谷とする景気上昇局面が平成3年（1991年）2月まで51か月継続し、岩戸景気（42か月）を上回り、いざなぎ景気（57か月）に次ぐ長期の景気上昇局面となり、平成景気ないしバブル景気と呼ばれた。この間、物価は落ち着いた動きを続ける中で、設備投資、個人消費に牽引された内需主導の拡大が継続した。平成3年3月から景気後退期に入り、平成5年（1993年）10月まで続いた。

2 我が国の国際収支動向と関税政策

我が国は、年々拡大する対外不均衡に起因する貿易摩擦の解消を対外経済政策上の最優先課題の一つと位置付け、昭和56年（1981年）12月の対外経済対策から昭和60年（1985年）7月のアクション・プログラムまで累次にわたり、市

場アクセス改善のための対策を講じてきた。

このころの我が国の経常収支の動向を見ると、昭和59年度（1984年度）においては370億ドルだった黒字額が、61年度（1986年度）には941億ドルへと激増し、その後、62年度（1987年度）に845億ドル、63年度（1988年度）に773億ドル、平成元年度（1989年度）には534億ドルとなり、内需主導による景気拡大等を背景に全体としてはいったん縮小に向かった。そして、平成2年度（1990年度）には黒字額は337億ドルに格段に減少したが、国内の景気後退が始まったこと等から、平成3年度（1991年度）から再び黒字幅は拡大傾向に転じ、3年度は902億ドル、4年度（1992年度）には1259億ドルとなった。

こうした情勢の中で、我が国は引き続き自由貿易体制の維持・強化を図り、調和のある対外経済関係を形成するという観点から、市場アクセス改善のため、種々の措置を講じてきた。

関税面においては、平成元年度において、牛肉・オレンジ等農産物自由化に係る日米、日豪交渉の合意内容を踏まえた牛肉、プロセスチーズ等農産物自由化関連50品目の関税改正、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の合意を踏まえたバナナ等熱帯産品に係る123品目の関税の撤廃、引下げが行われた。更に、平成2年度においては機械類を中心に1008品目の工業製品について関税の撤廃、引下げが行われたほか、牛肉缶詰等農産物の自由化関連19品目につき関税上の措置が講じられる等の関税改正が行われた。

このような関税改正の結果、平成元年度の関税負担率（関税収入額／総輸入額）は2.9%となり、米国3.9%、EC3.9%（いずれも昭和62年度）の中にあって、先進各国では最低水準となった。

3 ウルグアイ・ラウンド

昭和61年（1986年）9月、保護主義の拡大を阻止し、自由貿易体制の維持・強化を目指し、ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいてガット閣僚会議が開催され、第8回目の多角的交渉となるウルグアイ・ラウンド交渉がスタートした。

当初設定された交渉予定期間は4年であったが、2年経過した昭和63年（1988年）12月、後半の交渉をスムーズに進めることを目的として、中間レビュー会

合がモンテリオールで開催された。しかし、農業分野における米国と EC の対立等により合意に達することができず、その後も当初の予定を大幅に超えて交渉が行われたが、膠着状態が解消されない事態が続いた。

平成4年（1992年）11月、米国と EC 間の長年にわたる紛争であった油糧種子（大豆、菜種）に関する補助金問題が解決し、これを機に、ウルグアイ・ラウンド交渉はようやく終結に向けて動き出すことになる。平成5年（1993年）7月の東京サミットにおいて、実質合意に向けて大きな前進があった。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 関税率の改正

(1) 農産物の数量規制の撤廃等市場開放への対応

平成元年度（1989年度）、2年度（1990年度）には、我が国の市場アクセス改善のための関税面での措置として、関税率改正が行われた。

その一つが、昭和63年（1988年）に合意された日米農産物交渉（牛肉・オレンジ、農産物12品目交渉）に基づく関税改正である。この合意により、牛肉、オレンジ、プロセスチーズ、果汁等については輸入数量制限が撤廃されて自由化が行われることになり、これに伴い関税率の引上げ、関税割当制度の導入等の関税措置が採られた。

自由化時期は、品目により平成元年度から4年度（1992年度）まで幅があったが、関税率改正は元年度、2年度の2回にわたって行われた。

平成元年度の関税率改正は、3年度（1991年度）から自由化する牛肉について、自由化初年度の3年度に関税率を従来の25%から70%に引き上げ、4年度は60%、5年度（1993年度）は50%と、順次引下げを行うこととされた。更に、平成3年度から5年度の間に一定の要件を満たした場合、輸入数量調整ないし25%の関税率の上乗せを緊急措置として行うこととされた。

また、平成元年度から自由化するプロセスチーズについては、元年度の関税率を従来の35%から60%に引き上げ、2年度50%、3年度40%に順次引き下げることとし、同じく元年度に自由化するトマト加工品については、トマトジュース（加糖）の関税率を25%から35%に、トマトケチャップの関税率を20%から25%に引き上げることとされた。また、トマト加工品の原料となるトマトピューレ、トマトペーストについては、トマト加工品業界保護のため、一次税率無税の関税割当制度が導入された。

その他、農産物交渉関連品目として、グレープフルーツ、ペカン、ソーセージ等34品目について関税率の引下げが平成元年度に行われた。

更に、バナナ、香辛料等熱帯産品123品目についても、平成元年度に関税率

の引下げが行われている。熱帯産品は開発途上国の関心が高い分野であり、ガット・ウルグアイ・ラウンドでも早期合意、早期実施が謳われて精力的に交渉が進められ、中間レビューにおいて実質合意に達したにもかかわらず、他分野との関係で実施が保留されることとなったものであった。しかしながら、ASEAN 諸国をはじめとする開発途上国から早期実施の強い要望が出されたことから、実質合意内容の実施は各国の判断にゆだねられた。そこで、我が国では実質合意の内容の早期実施として、熱帯産品の関税率引下げに踏み切ったものである。

平成2年度には、農産物交渉関連では、2年度から自由化されるリンゴ果汁について関税率を35%又は27円/kgの高い方から40%又は27円/kgの高い方へと引き上げ、また、フローズンヨーグルトやブドウ糖、缶詰牛肉についても関税が引き上げられた。

牛肉と並んで象徴的な品目となっていたオレンジについては、平成4年度に輸入数量制限が撤廃され輸入自由化が行われたが、関税率は変更されず従前のものが維持された（オレンジ20%（6月1日～11月30日）、40%（12月1日～5月31日）、オレンジ果汁35%又は27円/kgの高い方）。

日米農産物交渉関係以外の市場開放策として、平成2年度には工業製品1004品目の関税撤廃が行われた。これにより、我が国の工業製品に係る関税撤廃品目数は1318品目から2322品目に増加した。

農産品の貿易自由化により関税率を引き上げたことに伴い、この時期の我が国の関税負担率（関税収入額／総輸入額）は、下表のように上昇傾向となった。

加えて、平成元年度には、産炭地域の振興、石炭鉱害の復旧のため設けられた石油石炭特別会計の石炭勘定の歳入に充てられていた石油関係関税の3分の

表 2-1-1 関税負担率の推移

	総輸入額（百万円）	関税収入額（百万円）	関税負担率
平成元年度	30,404,171	895,926	2.9%
平成2年度	34,171,137	928,056	2.7%
平成3年度	30,970,420	1,020,504	3.3%
平成4年度	29,225,047	1,005,831	3.4%
平成5年度	26,449,917	962,943	3.6%

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』第534号 65ページにより作成。

1 カットが行われ、原油の関税率が530円 /klから350円 /klに引き下げられた。これは、平成元年度からの消費税の導入により、既存の石油関係諸税の金額が消費税の課税標準に含まれることとなり、この石油関係諸税の3%に当たる金額がいわゆる「タックス・オン・タックス」として新たな負担増になるため、負担軽減を求める要望が出されたことを契機として、石油に係る関税体系の全般的な見直しを行ったものである。原油の関税率の引下げに併せ、ナフサ、ガソリン等重油以外の石油製品の関税率についても、原油関税率の引下げ見合い分の引下げが行われた。他方、重油については、石炭勘定の財源不足に対応するため、関税率の引上げが行われた。

(2) ウルグアイ・ラウンド交渉成立までの対応

平成3年度(1991年度)以降は、ウルグアイ・ラウンド交渉が大詰めを迎えていたこともあり、石油関税の見直しとして、平成4年度(1992年度)に原油の関税率が350円 /klから1割削減の315円 /klに引き下げられたものの、関税率の改正は全体として小幅なものにとどまった。

2 関税制度の改正

(1) 消費税の導入に伴う関税制度の改正

昭和63年(1988年)12月24日に消費税法(昭和63年法律第108号)が成立、同月30日に公布され、消費税が平成元年(1989年)4月1日から導入されることとなったが、これに関連する関税改正の内容は以下のとおりである。

イ 納期限の延長制度の導入

従来、関税法(昭和29年法律第61号)第72条では、関税を納付すべき外国貨物については、関税・内国消費税が納付された後でなければ輸入を許可しないこととされていたが、関税改正により、担保の提供を条件に納期限の3か月以内の延長が認められることとなった。これは、輸入取引の場合、取引の都度消費税の納税義務が発生するが、国内取引については一定期間分(中間申告6か月、確定申告1年)をまとめて2か月以内に申告・納付することとされていることに鑑み、輸入取引についても、申告は個々の引取りの都度行うものとするが、担保の提供を条件に輸入の日から3か月以内の期間について納期限の延長

を認めることとしたものである。消費税導入後も、輸入許可前に関税の納付を必要とする従来の実務を維持した場合、納税事務が関税と消費税につき二重に必要となるが、これは輸入者、税関の双方にとって事務負担が増大する事態となるため、納税事務の簡素・合理化を図る観点から、関税についても消費税と同様の納期限の延長制度を導入したものである。

納期限の延長には、個別の輸入・納税申告につきその輸入の許可の日から納期限を3か月延長する個別延納制度と、特定の月分の輸入・納税申告につき当該特定月の末日の翌日から3か月延長する包括延納制度が整備され、両者を選択できることとした。

ロ 少額貨物の免税制度

消費税は、原則として全ての輸入品に対して関税の有税、無税のいかんにかかわらず課税されるため、輸入者及び税関の双方において納税事務の負担が大幅に増加することが想定された。少額貨物の場合、納税事務の負担増に比して徴税額はわずかであることから、納税者の事務負担の軽減に資するとともに、税関における円滑な通関処理を維持するという観点から、課税価格が1万円以下の少額貨物については原則として関税・消費税を免除することとした。ただし、国内産業の保護という関税本来の機能から見て免税することが適当でない物品（皮革製品、ニット、革靴等）については、本制度の適用対象から除外された。

ハ 簡易税率の改正

簡易税率とは、我が国に入国する旅客の携帯品に対して適用される税率であり、関税・内国消費税を統合したものとなっている。酒類、革製バッグ類につき、消費税の導入に伴う酒税制度の改正、物品税の廃止に伴い、簡易税率の改正が行われた。

（2）輸入促進のための関税制度の改正

平成元年（1989年）、加工再輸入減税制度の対象貨物につき、ニット製品を除いた国際競争力のある織物製衣類（ズボン、シャツ）が追加され、減税対象の拡大が図られた。加工再輸入減税制度とは、国際的な水平分業の発展に対応するという趣旨に基づき、原材料の一部を輸出し、完成した製品を輸入する場合、輸入された製品に含まれる輸出した原材料に対応する関税額を減税する制

度である。

平成2年(1990年)には、委託販売や見込輸入等によって輸入された貨物が、売れ残り等の理由から国内で利用されないまま再輸出される場合、結果的に関税負担を負わせる必要性が乏しいことから、我が国の市場へのアクセスを容易にするという観点に立って、輸入時と同一の状態で見込輸出される貨物について戻し税制度が導入された。

平成4年(1992年)には、輸入インフラを港湾、空港及びその周辺地域において集中的に整備するとともに、対内投資事業の実施を円滑に進めるため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(平成4年法律第22号)が成立し、「輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン:FAZ)」が整備されることとなった。これを踏まえ、平成4年度の関税法改正により、外国貨物の蔵置、加工、展示等各種保税機能を総合的に活用でき、手続を簡素化した総合保税地域制度が創設された。併せて、保税運送制度の包括化や保税工場における利子税の廃止等保税制度の改善も行われた(なお、同法は平成18年に廃止された)。

(3) 取締機能強化のための制度改正

関税定率法(明治43年法律第54号)第21条(当時)では、輸入禁制品として、あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具、偽造・模造の通貨、風俗・公安を害する物品、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権を侵害する物品が指定されており、当該禁制品を輸入すると、関税法第109条(当時)により禁制品輸入罪として関税法体系の中で最も重い罰則が置かれていた。

あへんその他の麻薬は、その輸入が特に社会公共の利益に反するものであるという考えに基づき、関税法体系上の輸入禁制品とされてきたが、覚せい剤や大麻については、麻薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬とは別の中毒性薬物であるため、従来、輸入禁制品に含まれてはいなかった。しかしながら、覚せい剤や大麻も、健康や社会の安全を脅かす中毒性薬物であることは麻薬と同様であり、我が国における乱用事例の増加や密輸入の状況が悪化しつつあったことから、その対策が重要な課題と認識されるようになった。また、麻薬、覚せい剤等の中毒性薬物問題への対応については、昭和63年(1988年)12月に国連で中毒性薬物の取締りのための条約(麻薬及び向精神薬の不正取引

の防止に関する国際連合条約。以下「麻薬条約」という。)が採択される等、世界的にもこれらの中毒性薬物の取締りに対する機運が高まっていた。このような状況に鑑み、中毒性薬物全体に対する水際における取締りを一層効果的、効率的に行う見地から、覚せい剤、大麻等についても輸入禁制品に追加することとなった。

従前の税関実務では、覚せい剤・大麻等の密輸入事犯には関税法上の禁制品輸入罪は適用されないことから、関税は脱罪若しくは無許可輸入罪により検察官への告発を行ってきた。しかしながら、薬物事犯は本来関税を逃れるために密輸入を行っているわけではないこと、また、郵便物の場合には輸入許可制の対象外とされていたところ、輸入禁制品への指定により禁制品輸入罪の適用が可能となった。

平成3年(1991年)10月には、麻薬条約の批准に当たり、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下、「麻薬特例法」という。平成3年法律第94号)及び「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」(平成3年法律第93号)が成立、公布された(両法をまとめて「麻薬二法」という。)。麻薬特例法には関税法の特例が置かれ、規制薬物が隠匿されている場合につきコントロールド・デリバリー(CD)が認められている。コントロールド・デリバリーとは、一般に、薬物・拳銃等の不正取引が行われる場合に、取締当局がその事情を知りながら直ちに検挙せず、薬物・拳銃等の運搬を監視、追跡して不正行為に関与する人物・組織を特定する捜査手法をいう。税関長は、関税法の規定による貨物検査により、規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送りだされ、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官・司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、輸出・輸入の許可その他当該要請に応ずるために必要な措置を採ることができるとされた。

第3節 税関業務の進展

1 消費税導入に対する税関の対応

消費税の導入及びこれに併せた関税・内国消費税の納期限延長制度の導入により、税関収納課において担保管理業務が新たに生ずることとなったため、税関の収納業務を処理するための収納事務電算処理システム（CCPS：Customs Collection Processing System）が導入された。平成3年（1991年）に海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS：Nippon Automated Cargo Clearance System）が導入されて以降は、CCPSはこれに置き換えられた。

従来、税関の輸入通関業務は、輸入許可の1点に着目し、通関時点において全チェック機能を発揮するというものであったが、納期限延長制度の導入により、輸入許可後にも税関の納付管理事務が発生することとなった。

納期限延長に係る担保については、当初、税目ごと、官署ごとに担保を提供する必要があるとされていたため、全国の多数の港で輸入通関を行っている大手輸入者は輸入通関を行っている全ての官署において担保を提供しなければならず、税関にとっても管理の事務負担が大きかった。平成2年（1990年）4月には、CCPSでオンライン化されている官署については、官署ごとではなく、東京税関、横浜税関等、税関単位での担保管理の一元化が可能となった。更に、平成3年10月にSea-NACCSが導入された後は、担保管理はSea-NACCSで行うこととした上で、1本の担保を関税、消費税の両税に共通して使用できるようにするとともに、担保額が不足した場合には、新たな担保に設定替えすることなく、不足分に相当する担保を追加提供できることとし、事務の軽減が図られた。

輸入通関業務においては、全ての輸入申告が原則として有税となったため、納税額チェックのための通関時の審査業務が増大した。消費税は多段階課税であり、売上額に対する消費税額から仕入額に含まれる消費税額を控除した額を納税する仕組みである。したがって、輸入時の消費税納税額は、原則として輸入品販売時（原材料輸入の場合は製品出荷時）に控除対象となることから、輸

入時の消費税審査の必要性について検討が行われた。その結果、輸入時も正規の納税申告が行われていること、各段階で正しい納税申告を確保する必要があることから、関税無税で消費税のみが課税される輸入申告についても、必要なチェックは行うこととされた。

また、関税無税品の場合、従来は包括評価申告書提出対象外とされていたが、包括評価申告書の受理を行うこととなった。関税の納税申告に当たり、貨物の課税価格の計算につき「関税率法」第4条第1項の規定の適用を受ける場合以外の場合、課税価格計算の基礎及びこれに関する事項を輸入（納税）申告の都度税関に申告する必要があるが、同一人との間で継続的に取引きされている貨物の輸入で課税価格に関する事項が同一のものである場合は、包括評価申告書を提出することができ、2年間は包括評価申告書を提出している旨輸入申告書に併記することにより、個々の記載を省略できるとされた。

なお、輸入許可後に税関が輸入者及びその関係者に立入りをを行い、納税申告が適正に行われているか否かを調査する事後調査業務については、消費税の納税申告の適否を確認する目的での事後調査は、制度の定着を見るまで、当分の間、行わないこととされた。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

平成元年（1989年）9月に開催された日米構造問題協議（SII：Structural Impediments Initiative）において、米国側から日本の通関手続は時間とコストがかかるという問題提起がなされ、「通関手続」及び「税関以外の輸入手続」について日米の専門家による検討が行われた。平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において通関手続の迅速化に関し改善措置を講じることとされた。

日米構造問題協議において、米国側は、当初、貨物が日本に到着する前に輸入通関手続を終了させる本邦到着前申告、到着前許可制度の導入を要望していた。しかしながら、我が国の関税法の規定を我が国の領域内に存在しない貨物について適用することには疑義があり、事実上、貨物が我が国に到着する前に予備的に輸入通関審査を行う「搬入前予備審査制」の拡充・簡素化により対応することが最善の策であるとして、最終報告にその旨が表明されることとなった。

表 2-1-2 日米構造問題協議最終報告書輸入手続部分（抄）

2. 輸入関係手続きの迅速化・適正化

通常の輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引き取りを確保するため、日本政府は、1991年までに輸入手続きを24時間（輸入申告書の提出から輸入許可まで）で終了することを目標とする。日本政府はこの目標を達成するために十分な予算措置と所要の規則改正を行うものとする。

(1) 通関手続

1991年から92年に海上貨物を対象とした通関手続電算処理システムの導入を図る。また、日米双方の専門家による会合における検討の結果提出された報告書に基づき、航空貨物通関情報処理システム（NACCS）のグレードアップ、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化、データベースを利用したリスク判定システムの導入等を、ここ2～3年のうちに実施に移せるよう努力するとともに、通関手続の一層の改善、合理化を行う。

(2) その他の輸入手続

輸入手続の一層の迅速化、適正化を図るため設置された関係省庁よりなる日米専門家会合における検討の結果提出された報告書に基づき、以下の諸措置を検討し、可能なものから順次着手し、3年のうちに実施に移せるよう努力する。

- (イ) 輸入手続関連省庁によりなる連絡会議の設置、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理、輸入手続関連省庁間での情報伝達の効率化等を通じた税関とその他の輸入手続関連省庁との協力の下での統合的処理システムの構築
- (ロ) 事前届出・申請制の導入、海外検査データの受入れ促進を含む出荷前検査制の整備、包括的取扱い制度の拡充等による貨物到着前処理の促進
- (ハ) 執務時間の延長を含む処理体制の物理的整備拡充

（出所） 日米構造問題研究会編『日米構造問題協議最終報告』（平成2年、財経詳報社）24～25ページ。

輸入申告については、関税法では、原則として貨物を保税地域等に搬入した後に行うこと（第67条の2第2項）、その際、仕入書等の必要書類を税関に提出しなければならない（第68条）、輸入について他法令の許可・承認等を要する場合には当該許可・承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない（第70条第1項）とされている。このような規定を前提に、輸入申告は貨物を保税地域に搬入し、かつ仕入書、他法令に係る許可書等添付書類が整った段階で行われるものとされ、税関の審査も輸入申告を受理してから開始されてきた。

しかし、貨物が保税地域に搬入される前であっても、輸入申告に必要とされる書類が整っていれば書類上のチェックは可能である。そこで、昭和63年（1988年）に、貨物の保税地域への搬入前であっても輸入申告書類を税関に仮

に提出することを認め、予備的に審査する制度（これを「搬入前予備審査制」という。）が導入された。もっとも、搬入前予備審査制の対象貨物が限定されていたこと（1申告が多数の品目により構成されている輸入申告に限られていた。）、提出書類が多い等の理由により、ユーザーから見ると利用しにくく、その利用率は0.1%未満と低迷していた。

そこで、日米構造問題協議最終報告を受け、搬入前予備審査制の対象貨物を特惠日別管理品目以外の全ての貨物に拡大するとともに、手続の簡素化を図り、「予備審査制」として平成3年（1991年）4月に新たにスタートすることとなった。また、予備申告ができる時期につき、従来の申告予定日の4日前から、船荷証券発行後で、かつ、申告予定日の適用為替レート公表後、に改めた。更に、税関での予備審査の結果、現物検査が不要と判定された申告についてはその旨を通知することとし、他法令該当貨物については、他法令手続が終了していないものについても予備申告を受理し、他法令手続と並行して税関審査を行うこととした。

こうして、予備審査制の導入により、税関の輸入通関業務は、従来輸入申告を待って初めて税関の輸入通関業務を開始するという仕組みから、輸入申告前にも可能なチェックは開始するという体制となり、通関の事前処理が行われるようになった。

また、予備審査制は平成3年10月に導入された Sea-NACCS での処理対象業務とされ、従来は手作業で行っていた予備審査済申告と本申告の照合が容易になったこと等から、予備審査制適用申告の増加に繋がった。

更に、日米構造問題協議最終報告において、輸入手続（輸入申告書の提出から輸入許可まで）を24時間で終了させることが目標とされたことから、「輸入手続所要時間調査」が行われた。第1回調査は平成3年2月、第2回調査は Sea-NACCS が東京港、横浜港、川崎港に導入された後の平成4年（1992年）2月に行われた。輸入申告書の提出から輸入許可までの所要時間は、海上貨物の場合、第1回調査では26.1時間、第2回調査では19.8時間であり、時間短縮による手続迅速化の効果が端的に表れることとなった。航空貨物の場合も、第1回調査では2.3時間、第2回調査で1.6時間に短縮された。また、船舶の入港から輸入許可までの所要時間は、海上貨物の場合、第1回調査で168.2時間、第2回調査では149.9時間であり、全般的に見て、輸入手続の迅速化が進んだ結

果となった。

また、関税法以外の輸入関係手続に関して輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていくため、各省庁間で連絡・調整を行うことを目的として、平成2年9月に「輸入手続関連省庁連絡会議」が発足した。メンバーは、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長であった。

3 通関手続のシステム化

税関の通関手続のシステム化は、昭和53年（1978年）、成田空港で処理される航空輸入貨物につき、税関、通関業者、航空会社、混載業者、倉庫業者、銀行の間で行われる税関手続及びそれに関連した手続を対象とする、航空貨物通関情報処理システム（NACCS：Nippon Air Cargo Clearance System）が導入されたのが始まりである。

その後、昭和55年（1980年）に大阪国際空港（伊丹空港）の輸入貨物がシステムの対象に加えられた。輸出貨物については、昭和60年（1985年）に成田・大阪の両空港で扱われる貨物について、利用者に航空貨物代理店を加え、システム化の対象とした。NACCSは、昭和52年（1977年）5月に制定された「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」（昭和52年法律第54号）に基づき、官民の共同出資により設立された認可法人である「航空貨物通関情報処理センター」がその運営に当たった。

海上貨物のシステム化については、船会社、倉庫業者も含めたシステム化について昭和50年代末より検討が行われたが、先行システムとの関係等解決すべき問題が多く、そのため輸出入通関業務に限定したシステム開発を先行して行うことが現実的であるとして、昭和60年に海上貨物電算化研究会が発足し、大蔵省関税局・税関、通関業界による研究が進められた。昭和63年（1988年）にシステムの利用予定者である関税局・税関、通関業者から構成される海上貨物通関システム開発協議会が発足し、平成3年（1991年）ごろのシステム導入を目指して開発作業が進められた。

これらの成果を受け、平成3年10月、東京港、横浜・川崎港において輸出入通関業務、通関業者が行う保税運送業務を対象に、税関、通関業者、銀行の参

加により海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）が稼働を開始することとなった。稼働に先立ち、平成3年3月に前述の「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」が改正され、法律名が「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改められた上、航空運送貨物に限定されていた税関手続のシステム処理を海上運送貨物についても可能にするとともに、「航空貨物通関情報処理センター」の名称も「通関情報処理センター」に改められ、Air-NACCSに加えてSea-NACCSの運用も併せて行うこととなった。

NACCSは、システムに入力された申告を、各種のパラメーターにより一次的な審査区分の判定を行い、簡易審査（システム処理による自動許可）、書類審査（税関職員による書類チェック）、検査（現物検査）に区分している。

システムの導入により、為替レートの換算、申告価格の算出、税率の適用、税額計算等がシステムにより自動計算されるので、申告書の作成が迅速かつ適正に行われることになるとともに、通関業者の事務所から申告入力が行われ、輸出入許可通知書も通関業者の事務所に出力されること、簡易審査に区分された貨物はシステムで即時に許可され、税額納付も自動振替で行えるようになる等、通関業者が税関や銀行に赴く回数が減少することにより、通関の迅速・簡易化が図られることになった。また、企業内システムの発展に対応し、民間側の二重入力を回避するため、民間システムとのダイレクト・インターフェース機能を拡大し、電子的なデータ交換により業務が行えるよう配慮された。

Sea-NACCSは、システム対象地域を平成4年（1992年）10月に大阪・堺港、神戸港、名古屋港に拡大し、主要港への展開が完了した。

平成5年（1993年）2月、航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）の更改が行われた。昭和53年段階の古いソフトウェアが全面的に書き換えられ、システムの対象地域が成田、大阪国際空港（伊丹空港）に限定されている等のシステム上の制限値を大幅に拡大し、中部国際空港を新たにシステム対象空港とした。更に、大阪、神戸、名古屋市内の航空貨物通関官署にもシステムを拡大する等、システムのグレードアップが図られた。また、予備審査制がシステム対象業務に加えられた。

当時、貿易量の増大を受けて、輸出入申告件数が著しく増加しており、これを迅速かつ適正に処理していくためには、適正な申告が行われていない可能性が高いとみられる貨物等については重点的に審査・検査を行う一方、その可能

性が低いと考えられる貨物等については、審査等を極力省くというように、めりはりのある作業を実現し、事務処理の重点化・効率化を図る必要があった。このような選別的な対応は、従来から通関の現場において、仕出国、品名、輸入者等に照らして、職員の経験・知見の集積により事実上行われていたが、もとより、それは過去の輸入実績等のデータを一元的・系統的に分析した結果によるものではなかった。

海上貨物通関情報処理システムの導入により、従来の航空貨物通関情報処理システム処理分を含めると、輸出入申告データのほとんどが電子化された。この申告データに加え、税関の保有する審査・検査等の情報を含めて全体としてデータを一元的に管理・分析することにより、税関のリスク判定能力を向上させ、業務処理の一層の重点化・効率化を図ることが可能となる。このような目的から、NACCS対象官署に導入されたのが通関情報総合判定システム（CIS：Customs Intelligence Database System）であり、これは、日米構造問題協議最終報告で表明されたりスク判定システムとして整備されたものである。

4 税関の機構改革

昭和41年（1966年）に関税に申告納税制度が導入されたことを受け、昭和42年（1967年）7月、税関では総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部体制がとられることとなり、この体制が平成4年（1992年）まで続いた。

この間、業務量が年々増加する中で通関の一層の迅速化が求められる一方、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品等の水際における取締りの強化に対する内外からの要望も極めて強くなった。また、国際物流の重要性が港湾や空港を抱える地域レベルでも認識され、税関行政の在り方が地域経済に及ぼす影響も大きくなるに従い、輸出入貨物に関心を持つ地方公共団体や第3セクター等からも税関に対して強い関心が向けられるようになっていた。

このような税関業務の量的拡大及び質的变化に対応するため、税関では航空貨物通関情報処理システムの導入をはじめとする各種税関業務の電算化、情報の活用による重点的な審査・検査体制の構築等、迅速かつ適正な業務処理体制の確立に努めてきたことは前述のとおりである。

以上のような情勢を踏まえ、税関業務をより一層効果的に実施できるように

するという観点から、機構面においても所要の整備をすることとなり、平成4年7月に機構改革が実施された。

この機構改革においては、従来の総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部を、総務部、監視部、業務部及び調査保税部の4部に編成替えが行われた。それまで、輸出通関業務は輸出部に、輸入通関業務は輸入部に所属していたが、通関時点における効果的な業務処理、水際の適切なチェックが必要な貨物に係る審査・検査機能の強化、通関を行う署所や通関業者に対する指導の充実を図る観点から、輸出部及び輸入部を業務部に統合することとなったものである。また、税関の機構改革に併せ、関税局の機構改革も行われた。

5 不当廉売関税の課税（中国産フェロシリコマンガン）

平成3年（1991年）10月、日本フェロアロイ協会から、中国、ノルウェー及び南アフリカ各国産のフェロシリコマンガンについて不当廉売関税の賦課を求める申請が出された。同年11月、政府は当該申請がダンピングの事実及びそれによる我が国産業の損害の事実について十分な証拠を備えていると判断し、調査を開始した。調査は大蔵省と通商産業省の職員から成る調査団によって行われた。これが我が国初のアンチ・ダンピング調査である。

この調査に基づき、中国の輸出者については、価格修正の約束が成立した2社を除き、不当廉売関税の課税要件が満たされると認められたことから、平成5年（1993年）2月より中国産フェロシリコマンガンに不当廉売関税が課税されることとなった。これが、我が国における最初の不当廉売関税の課税事案である。他方、南アフリカ及びノルウェーの輸出者については、課税要件が充足されなかったことから、不当廉売関税は課さないこととされた。

6 知的財産情報センター（CIPIC）の設立

経済の急速なハイテク化、ソフト化の進展により、知的財産権の経済的価値が高まる中で、特許権の不正使用品、著名ブランドの模造品、著作物の海賊版等、知的財産権を侵害する物品の横行が増加した。

このような情勢を背景に、知的財産権侵害物品に係る情報の収集・分析、税

関等取締関係機関への支援、消費者に対する啓蒙等の事業を行い、知的財産権の適正な保護を図ることを目的として、民間企業を会員とする知的財産情報センター（CIPIC：Customs Intellectual Property Information Center）が³、日本関税協会の特別事業部として、平成元年（1989年）11月、大蔵大臣の承認を受け設立された。

第4節 ガット等国際関係

1 ウルグアイ・ラウンド

(1) 交渉開始に至る経緯

ガット（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定）は、昭和19年（1944年）にブレトン・ウッズ体制として生まれた国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）、世界銀行（WB：World Bank）と並ぶ柱として構想された国際貿易機関（ITO：International Trade Organization）が発足するまでの暫定的な多国間協定として、昭和22年（1947年）10月に調印されたものである。その後 ITO 構想の頓挫により、世界貿易を律する恒久的な条約として、最恵国待遇、内国民待遇、数量制限の原則撤廃と関税の段階的引下げを軸に、1980年代までにケネディ・ラウンド、東京ラウンドをはじめとして、7回に及ぶ多角的交渉が行われ、世界貿易の自由化、円滑化に貢献した。

東京ラウンド（昭和48～54年（1973～79年））の終了後、特に第2次石油ショック以降、国際経済の停滞を背景に各国では保護主義的な措置が多く見られるようになった。これに加えて、従来ガットでは扱っていなかった、サービス、貿易関連投資措置、知的財産権等の新分野において様々な問題が生じていたため、

表 2-1-3 ガットにおける多角的貿易交渉（ラウンド）の歴史

時期	交渉名	参加国数	交渉成果	
			関税引下げ品目数	その他
1947年	第1回交渉	23	45,000	—
1949年	第2回交渉	32	5,000	—
1950-51年	第3回交渉	34	8,700	—
1956年	第4回交渉	22	3,000	—
1961-62年	デイトン・ラウンド	23	4,000	—
1964-67年	ケネディ・ラウンド	46	30,300	ダンピング防止協定、穀物協定
1973-79年	東京ラウンド	+EEC 99	約33,000	非関税措置に関する10本の協定等
		+EC		

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第461号 12ページにより作成。

これらに関しても一定のルールを策定するのが望ましいと考えられるようになった。こうした状況の下、新分野を含む貿易全般の自由化を目指して多角的な交渉を行うため、新ラウンドを開始すべきであるとの認識が持たれるようになった。

昭和58年（1983年）5月のウィリアムズバーグ・サミット宣言において、自由貿易体制の維持・強化のために、再び新しいラウンドを開催してはどうかという提案が最初に取り上げられた。同年11月の日米首脳会談において、中曽根康弘首相が新ラウンドの重要性を指摘したのに対して、レーガン大統領がこれを支持する考えを表明し、両国が新ラウンド開催に向けて協力していくことにつき大筋で合意が得られた。その後、種々の国際会議の機会を捉え、米国とともに我が国が各国に働きかけを行った結果、昭和60年（1985年）5月のボン・サミットにおいて、昭和61年（1986年）中の新ラウンド開始が合意された。

（2）交渉開始に向けて

このような動きの中で、第8回目の多角的交渉に向けて、ガットが40周年を迎える前年に当たる昭和61年（1986年）9月、ウルグアイのプンタ・デル・エステでガット閣僚会議が開催された。

同会議では、サービス貿易等を含む交渉範囲の拡大を主張する米国と、サービス産業がいまだ未成熟で交渉範囲に含めることに反対する開発途上国との対立等により意見調整がつかず、交渉を物とサービスに分け、物についてはガットの締約国団が交渉開始に合意し、サービスについてはガットの締約国団としてではなく、任意に集まった閣僚らが交渉の開始に合意し、サービスに関して得られた交渉結果、交渉の取扱いをガットの枠内で実施するか否かを交渉終了後に決定する、ということで決着をみた。

もう一つの大きな論点は、農業問題であった。ガットでは、鉦工業品等については輸出補助金が禁止されているが、農産品についてはその特殊性を勘案して一律的な禁止措置は採られておらず、禁止されているのは、世界貿易におけるシェアを不当に増大させるような輸出補助金のみであった。ECはこれらを踏まえ、従前より共通農業政策の一環として農産物の輸出に対してかなりの補助金を支出していたため、米国、オーストラリアや開発途上国は、これが農業貿易を歪めるものとして非難してきた。

このような対立を内包しつつ、第8回目の多角的交渉となるウルグアイ・ラウンドが、プンタ・デル・エステ宣言を採択して交渉開始が合意され、スタートを切ることとなった。

(3) プンタ・デル・エステ宣言

昭和61年(1986年)9月20日に採択された閣僚会議宣言(プンタ・デル・エステ宣言)では、第1部が「物の貿易に関する交渉」、第2部が「サービス貿易に関する交渉」で、第2部は前述したようにガットの交渉の枠外での交渉と位置付けられた。更に、最後の「第1部と第2部の結果の実施」において、交渉後に閣僚が会合し、国際的実施に関し決定を行うことが明記された。

農産品の輸出補助金については、輸出補助金の悪影響を一定期間内に軽減・撤廃するという案に対して EC が強行に反対し、宣言では輸出補助金に明示的に言及することなく全ての補助金を取り扱うこととし、また、補助金による悪影響撤廃の期限も記載されないこととなった。

ウルグアイ・ラウンド交渉の組織図は下記のとおりであり、貿易交渉委員会(TNC)の下に、物に関する交渉グループ(GNG)及びサービスに関する交渉グループ(GNS)が設置され、併せてスタンドスティル(交渉期間中ガットに違反する措置を新たに導入しないこと)及びロールバック(既存のガット違反措置を撤廃すること)に係る監視機構も設置された。

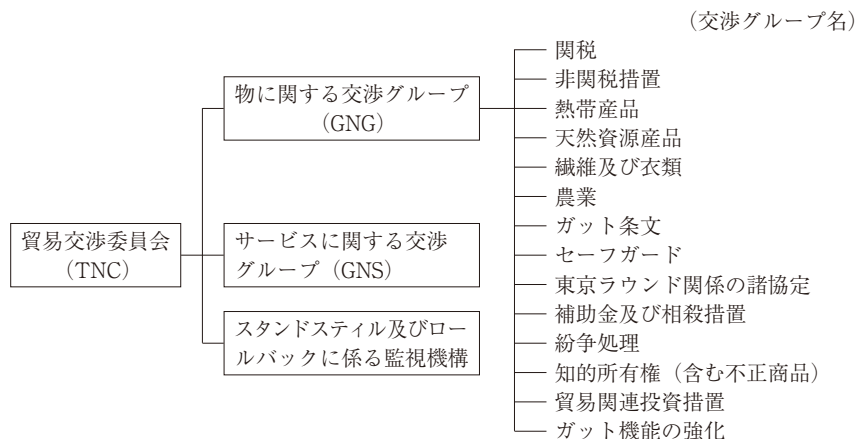
このように、従来からの物の貿易に係る分野(関税、農業等)のほか、サービス貿易、知的財産権(特許権、商標権等)等のいわゆる新分野を含む15分野について交渉が開始され、当初は4年で終結予定とされた。

(4) 我が国及び大蔵省のスタンス

我が国は、保護主義を防圧し、多角的貿易体制を維持・強化するというスタンスの下、交渉体制は、大枠として外務省が外交交渉、通商産業省が通商交渉、農林水産省が農業交渉、大蔵省(関税局)が関税制度、関税率制度につきそれぞれ責任者となるという棲み分けの中で、これらの省庁に加え、物資及びサービスの所管省庁が各々の立場で交渉に臨むこととなっていた。

大蔵省関税局の基本的なスタンスは、「グローバリゼーションの大きな流れの中で、多角的貿易体制を維持していくことが、我が国の国益にかなうもので

図 2-1-1 ウルグアイ・ラウンド交渉組織図



(出所) 天野俊彦「ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビュー会合」(『ファイナンス』平成元年1月号) 28ページ。

あり、この交渉の成功裏での決着に努力していく」こと、更に大蔵省の個別の所管事項については「我が国の固有の問題にきちんと理解を得ながら、主張すべきことは主張していく」ことの2点に集約された。後者については、酒、たばこ、塩、更に金融サービスが大蔵省プロパーの問題であったが、関税局がこれらの問題における大蔵省の窓口としての役割を担った。金融サービスについては、信用秩序に関わる事項であるため、サービス貿易に金融を入れさせないとして、同省国際金融局がサブスタンスを担当し、米財務省とも共闘するという立場をとった。

(5) 平成元年度から4年度の交渉経緯(1989年4月～1993年3月)

イ 昭和63年(1988年)12月の中間レビューまで

昭和62年(1987年)2月から各交渉グループで作業が開始され、4年間の交渉予定期間の中間点となる昭和63年12月、後半の交渉をスムーズに進めることを目的として、閣僚レベルの貿易交渉委員会(中間レビュー会合)がモン트리オールで開催された(12月5～9日)。熱帯産品等の分野において一定の成果について合意されたほか、関税等の分野でも今後の交渉に一定の方向性を与え

る合意がなされた。しかしながら、農業分野では、一定期間内における貿易歪曲的農業保護の全廃を主張する米国と、農業保護の漸減を主張する EC が鋭く対立し、また知的財産権、繊維及び衣類、セーフガードの3分野では先進国と途上国の対立が厳しく、これら4分野については実質的な合意に達しなかったため、合意が達成された他の11分野についても、その成果が保留 (put on hold) されることとなった。

もっとも、熱帯産品については、開発途上国からの強い要請があったことに配慮し、全体の保留決定にかかわらず、各国の判断で実施することができるとされた。これを受けて、我が国は平成元年（1989年）4月1日から熱帯産品の関税引下げを実施した（第2節参照）。

ロ 平成2年（1990年）12月のブラッセル閣僚会議まで

平成元年（1989年）4月、高級事務レベルの貿易交渉委員会がジュネーブにおいて開催され、交渉が滞っていた前述の4分野を含む全ての分野について、今後の交渉に一定の方向性を与える合意が成立した。これにより、本格的交渉が再開された。

同年7月の貿易交渉委員会において、①平成元年末までに、各国が各々の交渉ポジションを明確にするため、自国の意見をできるだけ詳細に提案する、②平成2年7／8月までに、各交渉グループで実質的交渉を進める、③平成2年12月までに、最終的な取りまとめを行うために残された問題について交渉を行うとともに、交渉結果を法的文書に取りまとめる、という交渉日程が合意された。

平成元年11月16～17日、交渉の進展に政治的な弾みを与えることを目的に、我が国主催によるウルグアイ・ラウンドに関する非公式閣僚会合が東京において開催され、ウルグアイ・ラウンドを平成2年末までに成功裏に完結するという強い政治的決意が再確認された。

平成2年12月3～7日、ウルグアイ・ラウンド交渉の取りまとめの最終会合として、ベルギーのブラッセルで閣僚レベルの貿易交渉委員会が開催されたが、農業交渉における合意が不成立となり、それが波及する形でパッケージとしての合意は成立せず、交渉は更に継続されることとなった。農業交渉は、農業輸出国グループと輸入国グループの対立だけでなく、輸出国グループの中での対立、なかんずく、米国と EC との意見の相違が大きく、デッドロックに乗り上げた状態であった。

ハ 平成3年(1991年)12月のダンケル・テキストの提示まで

平成3年2月より、事実上中断していたウルグアイ・ラウンド交渉が再開された。この間米国では、ブッシュ政権の下、同年5月31日に期限切れとなるファーストトラック手続(通商代表部が一括交渉権限を受理し、交渉成果の承認及び交渉成果を国内で実施するための法案に議会は修正を加えることができず、これを採択するか拒否するしかできないというもの。)の2年間延長が認められた。これによると、米国大統領は通商協定に署名する90日以上前に署名の意図を議会に通告する必要がある、ファーストトラック手続の期限である平成5年(1993年)5月31日から逆算して、遅くとも同年3月2日までにウルグアイ・ラウンド交渉成果への署名の意図を議会に通告しなければならないこととなっていた。したがって、この期日が当時の交渉終結の相場観であったということが出来る(その後、後述するように、クリントン大統領の下で署名期限は平成6年(1994年)4月15日まで再度延長された。)。

平成3年12月20日の貿易交渉委員会に、アーサー・ダンケル事務局長のドラフト・ファイナル・アクト(最終合意文書案。「ダンケル・テキスト」と呼ばれた。)が提示された。これは過去5年間の交渉結果の最大公約数的なものを一つの文書にまとめたものである。その主な内容は以下のとおりである。

①鉱工業品については、関税率の一層の引下げを行う。

②農業分野

- －市場アクセスの改善として、関税措置以外の国境措置は全て関税化し(注：この点は、コメ問題を抱える日本にとっては受入れが困難であった。)、その上で、その関税相当量又は今ある関税を平成5年から平成11年(1999年)の間に単純平均で36%減らす。個別品目でも最低15%は減らす。更に、ミニマムアクセスとして国内消費量に対し初年度3%、最終年度5%を確保する。
- －価格支持や農民の所得補償といった国内支持レベルを6年間で20%削減する。
- －輸出補助金は6年間に数量ベースで24%削減する(注：この点は、EUにとって受入れが困難であった。)

③サービス貿易や知的財産権の保護強化と取締方法の明確化等の新分野をカバーする。

そして、ダンケル・テキストでは、更にこれら全体を包括的にし、ガット協定、ウルグアイ・ラウンドで採択される諸協定を実施するための多角的貿易機関（当時はWTOではなく、MTO（Multilateral Trade Organization）の名称で提案されていた。）という新たな国際機関を創設することが盛り込まれていた。その後のウルグアイ・ラウンド交渉は、このダンケル・テキストを軸にして進められた。

なお、サービス貿易の中には金融サービスも含まれているが、我が国の大蔵省国際金融局は、金融は全ての経済活動の潤滑油となる国民経済の根幹であり、米等と一緒に取り扱うべきではない、金融は金融の専門家だけで議論するのが好ましいというスタンスをとり、特に、紛争処理で、金融をクロス・リタリエーション（cross retaliation）の手段にすることは認められないという立場であった。

二 平成4年（1992年）11月のブレアハウス合意まで

ダンケル・テキストにおいて、物の関税の引下げ・撤廃等の市場アクセス（農業の保護の削減を含む）の分野については、平成4年3月1日までに国別譲許表（List of Concessions）、国別約束表（List of Commitments）を提出することとされていたが、各国間の交渉は十分には行われていなかった。

我が国は、同年3月2日に農産物以外（鉱工業品、林産物及び水産物）の国別譲許表を、3月4日には農業の国別約束表を提出している。これらの表の作成及び提出に当たっては、我が国の抱える諸問題についての理解を得つつ、多角的自由貿易体制を維持強化していくために早期の成功裏終結に向けて努力するという基本スタンスの下、大蔵省関税局は、当時行っていた研究（表2-1-4）をベースに、通商産業省、農林水産省等、各省に強く働き掛けた経緯がある。

表 2-1-4 平成3～4年（1991～92年）の大蔵省関税局の取組み

- | |
|---|
| <p>①知的財産権侵害に対する措置を、どのようなスキームであれば実際に税関がコントロールし、対応できるか等について学識者を集めて、研究を行っていた。</p> <p>②コメの部分自由化をする場合の研究や、その他のIQ（Import Quota）品目（15品目）についても無傷ではすまないであろうということで、IQを関税割当にした場合の、一次税率の範囲となる量や金額等をどのようにして決めるか等の研究を行っていた。</p> |
|---|

（出所） 吉田道弘・元大蔵省関税局長口述により作成。

なお、我が国の譲許表については、例外なしの関税化は問題であるという考え方から、米、麦、乳製品、でん粉、一部の地域特産品については、ブランクにしてリストを提出した。

その後も農業交渉における主要各国の対立等のため、ウルグアイ・ラウンドの進捗状況ははかばかしくなかったが、平成4年11月、米国とEC間の長年にわたる紛争であり、ガットのパネルでも争われた油糧種子（大豆、菜種）に関する補助金問題（表2-1-5）がようやく解決した。併せて、国内支持及び輸出補助金の取扱いに関してダンケル・テキストの内容を一部修正する形で米国・EC間に合意が成立した。この合意は最終的な交渉が行われたワシントンの迎賓館、プレアハウスの名前にちなんで「プレアハウス合意」と呼ばれている。

このようにウルグアイ・ラウンドの終結への道筋が見えるようになったことから、平成5年（1993年）1月にかけて集中的にいろいろな交渉が行われた。しかしながら、目覚ましい進展はないまま、平成5年3月に前述の米国のファーストトラック手続の期限が切れることとなった。クリントン大統領は同手続の延長を求め、同年6月30日に議会が承認したことにより、署名期限は平成6年

表 2-1-5 米・ECの油糧種子紛争

「この油糧種子紛争というのは、非常に古い歴史がある。もともとECは油糧種子については僅かな生産しかなく殆ど輸入に依存していた。

ところが、どこの国にも同じような話があるけれども、ECも穀物が過剰気味なので、転作を奨励した。その転作の種として油糧種子の栽培を奨励した。その結果、大豆、ひまわり、菜種などの油糧種子がECで大幅に生産されるようになり、89年には777万トンまで生産量が増えた。消費量も増えたが、自国生産が30倍以上になった。

しかも、これを奨励していたために補助金を付けている。この補助金がガットに違反するということで、87年に米国の大豆協会が提訴した。ガットは90年1月に、「ECの補助金制度はガット違反である」という報告書を採択した。

それでECは補助金制度を改正したけれども、まだ十分には改正されていないということで、米国はガットに再提訴した。92年3月にはそれが認められた。

これを受けて米国はECに対し油糧種子生産の大幅削減を求めたが、ECが応じないため米国が怒り、交渉がいったん決裂した。米国大統領選挙の翌々日である11月5日に制裁措置としてECからの白ワインなどに200%の関税をかけるといった措置を発表した。しかし、それを実施する前に、11月20日に米国とECとの間で一応の決着を見た。」

（出所） 米沢潤一「最近の国際情勢と関税行政」（『貿易と関税』平成5年4月号）関連部分抜粋。

(1994年)4月15日まで再延長された。これにより、大統領は署名する意図を平成5年12月15日までに議会に通告しなければならないこととなり、これを期限として意識して、各国は終結に向けて交渉を一斉に再開した。

ホ 平成5年(1993年)7月の東京サミットに向けて

ブレアハウス合意は、ラウンド交渉全体にとって協議の進展を期待させる材料であり、平成4年(1992年)12月から平成5年1月にかけて精力的な交渉が行われたが、ブレアハウス合意では必ずしも明確ではなかった農業分野の市場アクセスに関して、米国とEC間で再び対立が表面化した。

しかしながら、その後、同年4月16日の日米首脳会談で、7月の東京サミットまでに市場アクセス交渉を進めること、5月の米国・EC首脳会談においてウルグアイ・ラウンドの年内終結を確約するとともに、東京サミットにおいて市場アクセスについて具体的な進展を図ることが合意される等、実質合意に向けて大きく動き出した。

2 関税協力理事会(CCC)¹⁾

(1) 関税協力理事会の活動の概要

関税協力理事会(CCC: Customs Co-operation Council)は、各国の関税制度・税関手続の調和・簡素化の推進により国際貿易の発展に寄与することを目的として、昭和27年(1952年)11月に設立された国際機関である。設立当初はヨーロッパ16か国及びトルコから構成され、我が国は昭和39年(1964年)に37番目(当時38番目)、米国が昭和45年(1970年)に61番目(当時63番目)、カナダが昭和46年(1971年)に64番目(当時66番目)の加盟国となり、平成元年(1989年)には加盟国数は101か国と1地域(香港)となった。

その最高意思決定機関である総会は、各国の関税局長により構成され、毎年1回、6月に開催される。総会の下に、政策問題を討議し、総会に提言を行う機関として政策委員会(毎年2回、6月と12月に開催)、予算等財政問題を審議する財政委員会(毎年1回、4月ごろ開催)等が置かれている。更に、技術的な問題を話し合う、HS(関税分類)委員会、関税評価技術委員会、常設技術委員会、監視委員会等が開催される。

また、昭和61年(1986年)以降は、世界を6地域に分け、それぞれの地域で

代表国（地域代表。任期は通常2年。）を選出し、そのイニシアティブの下で各地域内の活動・協力が行われることとされた。地域別グループは、①アジア・大洋州、②アメリカ、③ヨーロッパ、④北アフリカ・中近東、⑤西・中央アフリカ、⑥東・南部アフリカである。我が国が属する①の地域には、中国、韓国、東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、パキスタン、イラン等が含まれるが、米国、カナダは含まれていない。

CCC 事務局は、現地スタッフを含めて150名弱の比較的小規模の機関であるが、事務総局長とそれを補佐する事務総局次長、更に関税制度・税関手続等技術的な側面を統括する品目表・分類局長、関税技術局長、関税評価局長の5つの幹部ポストがあり、それぞれ加盟国の選挙（各国1票）で選出される。

我が国は、昭和59年（1984年）から10年間にわたり、選挙ポストの一つであるHS担当の品目表・分類局長に朝倉弘教氏を送り、同氏の活動を支持しつつ関税理事会への活動にコミットしてきていること、米国に次ぐ2番目の抛出国として、諸案件の決定に必ず日本の関与が求められる等、他の国際機関と比べると日本の存在感は相対的に大きいものがあった。特に、朝倉氏の所管する品目分類業務は、HS委員会において中立的・技術的に決定される関税分類により、原則として各国の適用関税率が決まることから、我が国もその活動に重大な関心を有し、積極的な貢献を行ってきた。

（2）平成元年（1989年）4月から平成5年（1993年）3月における関税協力理事会の主な出来事

イ 我が国を地域代表に選出

平成元年6月に米国で開催された総会で、我が国が、オーストラリアの後を受けて平成3年（1991年）6月までの2年間の任期で、アジア・大洋州地域の地域代表に選出された。

平成3年2月26～28日には第3回アジア・大洋州地域会合が東京で開催された。湾岸戦争さなかの開催であったが、トム・ヘイズ CCC 事務総局長の出席の下、米国、カナダ等のオブザーバーも含めた17か国・1地域の関税局長等の参加を得て、伊藤博行局長が議長を務めた。また、橋本龍太郎大蔵大臣主催のレセプションも行われた。第3回地域会合の議題は、①各国の抱える問題点とCCC活動への希望・意見、②技術援助の実施状況とニーズの把握、③税関行

政と貿易コミュニティとの関わり、④地域内活動の調整と地域代表の役割、⑤次期地域代表の選定、⑥その他であった。

同年7月からは地域代表がタイに移り、平成5年7月には中国が地域代表となった。

ロ 薬物取締りに関する MOU

平成3年（1991年）6月のCCC総会で、英国税関が薬物取締りに民間を活用するスキームとして、民間との了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結して情報提供を求めるという提案を行い、合意された。同提案は同年7月15～17日に開催されたロンドン・サミットの首脳宣言に盛り込まれ、同サミットにおいて、次回サミットまでにその取組みの成果を報告することが要請された。ロンドン・サミット首脳宣言では、「我々は、人と物の合法的な移動を妨害することなく麻薬の不法な移送を取り締まる法執行機関の能力の向上に関心を有している。我々は、関税協力理事会（CCC）に対し、この目的のために国際貿易・輸送業者の団体との協力を強化し、次回サミットまでに報告を作成するよう懇請する。」と述べられた。

これを受けて、我が国は、平成4年（1992年）6月、我が国の4団体（日本船主協会、定期航空協会、航空貨物運送協会、通関業連合会）と大蔵省関税局（及び税関）との間でMOUを締結し、同月に開催されたCCC総会でその成果について報告を行った。更に、各税関単位でも、前記4団体の下部組織等と30程度のMOUが締結された。こうして、薬物取締りに新たな取組みが導入され、間接情報や状況証拠的な端緒的なものについてはある程度収集することが可能となった。しかしながら、重要な麻薬情報を確実に得るには、この程度の情報網ではなお不十分であった。

ハ 朝倉品目表・分類局長の後任選挙

昭和59年（1984年）1月から10年、2期にわたって品目表・分類局長を務めた朝倉氏が平成5年（1993年）12月末で任期満了を迎えることから、我が国は、その後任として、HSの分野で国際的に著名な草原一陽氏（当時税関研修所副所長）を送るべく、積極的に推挙した。平成5年6月にタンザニアのアルーシャで行われた総会において選挙が行われ、草原氏は対抗馬なしで当選を果たし、平成6年（1994年）1月から5年間局長を務めることとなった。

二 CCC 設立40周年記念行事

CCC は昭和27年(1952年)11月に設立され、その第1回総会が昭和28年(1953年)1月26日に開催されたことから、1月26日は世界税関記念日とされ、CCC 及び各国で毎年記念式典が行われている。

平成5年(1993年)はCCC 創立40周年という節目に当たり、①税関の使命と目的の発展・推進に優秀な業績を挙げた各国税関職員に対する関税協力理事会優秀業績賞の贈呈、②税関の公衆イメージ改善策についての各国税関職員の論文コンテストの実施、③1月26日の国際税関記念日当日の記念式典の開催の行事が行われた。

我が国においても、税関職員の CCC 活動への積極的な参加を得るため、①関税協力理事会優秀業績賞伝達式の開催、②英文論文コンテストへの積極的応募、③CCC の活動に対して広く一般の理解を深めるための広報活動の展開等の行事が実施された。①については、我が国からは、長年にわたって税関業務を支えてきた組織等7件と、事件の摘発等の顕著な業績13件、合計20件が CCC から表彰された。

〔注〕

1) 平成6年(1994年)から世界税関機構(WCO)というワーキングネームを使用。

3 環太平洋関税庁長官・局長会議(CCAP)

(1) 設立の動き

昭和63～平成2年(1988～90年)ごろは、西太平洋諸国の著しい経済発展を背景として、「アジア・太平洋時代」がクローズアップされるようになった時期であった。そうした背景の下、関税局内において次のような意見が高まった。

- ①米国、カナダを含む環太平洋地域内の関税を撤廃し自由貿易圏を作るという構想は、財政収入の比率が高い国も多く、現実的ではない。
- ②同地域の人・物・文化の交流を円滑にし、その発展に資するためには、見えない通関コストの低減を進めることが、地道だが現実的で有効な施策である。
- ③したがって、当該地域の関税行政担当機関の長が一堂に会して、関税行政の諸問題に関し、自由な意見交換、情報交換を行い、相互協力を強化する

場を創設することが必要ではないか。

このような意見を踏まえ、環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators in the Pacific Basin）設立の動きが始まることになる。

アジア・太平洋地域の関税当局の会合としては、2年に一度開催されるCCC地域会合が既に存在していたが、米国、カナダがメンバーに入っていなかったことは前述した。CCAPは、環太平洋地域における人・物・文化の流れを一層円滑にするための関税行政協力の推進を目的としており、そのためには米国、カナダを加えることが不可欠であり、そこに最大の意義があった。招請予定国は、その他、韓国、中国、香港、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー（島しょ国代表）とされ、全体として、日本を含めて13か国・1地域となった。なお、CCCの地域会合のメンバーであるインド、パキスタン、バングラデシュ等は対象外とされた。

（2）第1回会合

こうしたCCAP構想に対しては、既に同様の会合としてCCCの地域会合が存在しており、CCAPの招請予定国のうち米国、カナダ及びフィジーを除くと、CCC地域会合のメンバーと重なることから、当初は関係諸国において戸惑いがあったことは否定できない。我が国はいろいろな機会を通じて根回しを行い、平成元年（1989年）5月15～16日に第1回会合の開催にこぎつけた。

長富祐一郎大蔵省関税局長の司会の下で議論が行われ、村山達雄大蔵大臣主催のレセプションも開かれ、会合は成功裏に終わった。会合は2年に一度開催することとし、CCCの地域会合との重複を避けるため、第2回会合後は、CCCとCCAPを交互に開催することとなった。

第1回会合の議題は、①域内交流の拡大を一層円滑にするための関税行政（(i)人と物の交流を一層円滑にするための諸方策、(ii)貿易統計データの改善及びその利活用）、②税関の技術協力及びその向上のための協力（(i)税関業務の電算化、(ii)各国による技術協力）、③税関の税的機能の維持・強化（(i)関税評価の適正化及び低価申告の防止、(ii)消費税等の国境税調整）、④社会悪物品等の密輸取締り（(i)薬物、銃砲等の取締り、(ii)知的所有権侵害物品の取締り）、であった。

(3) 第2回会合

第2回会合は、平成2年(1990年)9月10～11日に韓国関税庁の主催により開催され、中国を除き第1回と同じメンバーの12か国・1地域が参加した。

当時は、ソ連・東欧の市場経済への移行、ECの平成4年(1992年)統合への動き、ウルグアイ・ラウンドの当初予定の最終年を迎える等、新しい経済秩序の再編の動きの中で、21世紀を展望し、関税行政の効率的な改善を図っていく必要があるという認識の下、第2回会合は開催された。会合の議題は、①物及び旅客の交流を促進するための主要改善点 ((i)物流の促進、(ii)旅客交流の促進)、②税関の電算化及び貿易統計 ((i)通関手続の電算化(EDI(Electronic Data Interchange)を含む)、(ii)貿易統計の調和及び標準化)、③麻薬、武器等の違法輸出入に対する効率的取締りを維持するための情報交換と地域協力、④地域内税関協力を強化するための諸方策 ((i)技術援助、(ii)地域内の多角的活動の調整、(iii)その他)、であった。

(4) 第3回会合

第3回会合は、平成4年(1992年)3月17～19日に、ニュージーランドのロトルアで開催された。当初のメンバーである13か国・1地域に加え、西サモア、バヌアツ、ツバル等南太平洋の島しょ国が加わり、全体で23か国・地域が参加した。参加した島しょ国は、オーストラリア及びニュージーランドの支援の下、CHARM(Customs Heads of Administration Regional Meeting)という税関当局間の協力を目的とした会合を開催している国々であった。第3回会合の議題は、①貿易促進の手段としてのテクノロジー ((i)各種コンピュータシステムの紹介、(ii)通関業者の役割)、②コマーシャル・フロード(commercial fraud: 商業貨物に係る犯則行為)、③ワシントン条約／絶滅の危機に瀕する種の貿易であった。

4 APEC

APECは、オーストラリアのホーク首相の提唱を契機に、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、米国の12か国をメンバーとして、平成元年(1989年)に発足した。アジア・太平洋地域の多角的貿易体制の維持・強

化を目的とする、開かれた地域協力のための政府間機関であるが、その実質は、一つの政府間機関というよりは、むしろ対話の場を提供する会議体に近いものであったといえることができる。

第1回閣僚会議は、平成元年11月にオーストラリアで開催され、第2回は平成2年（1990年）7月にシンガポール、第3回は平成3年（1991年）11月に韓国、第4回は平成4年（1992年）9月にタイにおいて、それぞれ開催された。平成5年（1993年）11月に米国が開催したシアトル会議では、第5回の閣僚会議に加えて、クリントン大統領による非公式の首脳会議も開催された。

シアトル会議はウルグアイ・ラウンドの最終段階における後押しとなり、これが一つの契機となってウルグアイ・ラウンドがまとまっていったという経緯がある。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 JICA を通じた技術協力

関税局・税関は、国際協力事業団（JICA）の依頼を受け、JICA 主催による開発途上国からの技術研修員受入れ事業のうち、集団研修コースの一つとして「税関行政セミナー」を昭和45年（1970年）から実施してきた。初年度は12名の研修生、その後は、毎年約20名の開発途上国の税関職員を受け入れ、研修が行われた。

その内容は、関税局・税関が約2か月の全研修課程を実施するというもので、関税政策、監視取締り、通関制度、貿易統計、人事管理、研修制度など関税・税関行政全般を対象にした講義に加え、約2週間をかけて行われる各地の税関へのフィールド・トリップも含まれている。

平成4年度（1992年度）までの22年間で、延べ59か国から342名を受け入れたことになる。そして、参加者の多くは、帰国後に幹部職員あるいは中堅職員として税関において重責を担う者であった。

2 CCC への拠出による技術協力

アジア・太平洋地域の通関業務の円滑化を図り、税関業務の向上に資するため、昭和63年度（1988年度）に、我が国はCCCに設置されている関税協力基金（CCF：Customs Co-operation Fund）に資金を拠出し、CCCと協力して実施するCCC/日本関税技術協力プログラムを行うことが決定された。

当該プログラムは、税関現場での研修を含めた特定の分野について、より専門的で高度な内容の関税技術を習得させることを目的とし、対象は、アジア・太平洋地域諸国を優先させるという方針で、CCCとも合意がなされた。

第1回は、平成元年度（1989年度）に4700万円を拠出して、最初の事業が同年10月から開始された。CCCのヘイズ事務総局長を招聘し、記念講演が行われた。同年度は、①麻薬・不正商品等の監視取締りの技法や取締機器・探知犬

の取扱いに習熟する監視技法コース、②関税についての HS による分類技術を学習する分類技術コース、③様々な機器を使って輸入品がどの分類に合致するか、成分を分析する分析技術コース、④通関業務のコンピュータによる処理を学び、電算化を促進する税関行政の電算化コースの4コースでスタートした。以後、平成2年度（1990年度）の抛出額は7200万円に増額され、3年度（1991年度）には1億2700万円、4年度（1992年度）には1億5700万円というように事業は拡大した。

こうした動きに合わせて、研修の位置付けや手法等についても検討を行い、①監視取締り、分類、分析、電算化等の税関業務の各分野について研修を行う税関職員受入れ研修に加えて、②税関の専門家を開発途上国税関に派遣して個別専門分野において開発途上国税関職員の教育・指導に当たる専門家派遣、その後、③アジア・太平洋地域の開発途上国に共通する、特化した問題について研究する地域セミナーの開催、④開発途上国の税関職員に対して CCC 事務局において専門分野を研修する機会を与えるフェローシップ・プログラムへの協力、⑤ CCC 事務局において開発途上国の税関の能力向上に資するために働くテクニカル・アタッシュエへの我が国職員の派遣も開始された。

3 地域研修コーディネーター

CCC では、グローバル・ベースで研修を行うよりも、共通の問題を有する地域をベースとして研修を行う方が効果的であり、経費面でも効率化を図ることができること、近隣諸国の状況を把握しやすい国が技術協力を行う方が適切に対応できる等の観点から、平成5年（1993年）の総会において、研修の地域化の構想が承認された。これを受けて CCC は、地域ごとに地域コーディネーターのポストを設置し、域内各国に同コーディネーターのカウンター・パートとして研修に関するリエゾン・オフィサーを設け、研修に関する情報ネットワークを確立することを提案した。

アジア・太平洋地域では、平成5年2月にタイのバンコクで開催された CCC アジア・太平洋地域関税局長会合において、当該地域での研修活動の促進を図るため、地域研修コーディネーターを設置することが決定され、我が国がその役割を引き受けることになった。これまでの研修分野での貢献に対する各国の

高い評価等も背景に、以後、我が国がアジア・太平洋地域において名実ともに研修の中核的な立場を確立することになった。そして、コーディネーターには、関税局国際調査課の国際協力専門官が当たることとなった。